

# 熊本市立田迎南小学校 PTA 会則

## (名称及び事務所)

第 1 条 本会は、熊本市立田迎南小学校 PTA と称し、事務所を田迎南小学校内に置きます。

## (目 的)

第 2 条 本会は、児童の健全な育成をはかるため、保護者(P)及び教職員(T)が協力し、家庭、学校及び地域を通じて、よい教育環境をつくることを目的とします。

## (方 針)

第 3 条 本会は、次の方針に基づいて活動します。

- 一 教育を本旨とする民主団体として活動します。
- 二 営利を目的とせず、政党及び宗派に関与しません。また、会の正規の目的以外のことに、会の名称及び役員の名を用いません。
- 三 児童福祉の為に活動する他に地域諸団体及び機関と協力します。
- 四 教育に関して意見を提起することはできますが、学校の運営及び人事に干渉しません。

## (会 員)

第 4 条 本会は、同意した次の会員をもって組織します。

- 一 本校児童の保護者(P)
- 二 本校の教職員(T)

## (活 動)

第 5 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の活動を行います。

- 一 学校教育を理解し、教育環境及び校内施設の整備に関すること。
- 二 会員の研修、相互理解及び親睦に関すること。
- 三 会の運営及び活動の広報に関すること。
- 四 会員及び児童の福利厚生に関すること。
- 五 家庭、学校及び地域における児童の生活環境の改善及び指導に関すること。
- 六 その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

## (役 員)

第 6 条 本会は、次の執行部役員をおきます。

- 一 会長 1 名
- 二 副会長 P…4 名 T…1 名
- 三 書記 P…4 名(上限) T…1 名

四 会計 P…2名 T…1名

五 会計監査委員 2名

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とします。但し、再任は妨げません。

補充した場合は残任期間とします。

(役員選出)

第8条 役員は、別に定める選考委員会の推薦に基づき、総会の承認を得ることとします。

(役員任務)

第9条 役員任務は次のとおりとします。

- 一 会長は、本会の代表であり、会務を統括し総会、役員委員総会、役員会及び運営委員会を招集主宰します。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行します。
- 三 書記は、会員への周知及び記録の作成などの事務を行います。
- 四 会計は、収支を正確に記帳し、監査を経て総会に報告します。
- 五 会計監査委員は、会計事務を監査し総会に報告します。

(機関)

第10条 本会は、次の機関をおきます。

- 一 総会
- 二 役員委員総会(第15条1項による)
- 三 役員会
- 四 運営委員会
- 五 各学級及び学年委員会
- 六 専門委員会(文化・広報・保体・美化)
- 七 地区委員会
- 八 特別委員会(非常設)
- 九 選考委員会(別に示す選考委員会規約による)

(定期総会)

第11条 定期総会は、本会最高の議決機関であり、(臨時総会を含む)、毎年度2回開催し、次の事項を審議します。

- 一 予算及び決算
- 二 事業活動及び計画
- 三 役員
- 四 会則並びに規約及び規定の制定及び改廃
- 五 会費
- 六 その他重要事項

2 総会の招集は、会日の14日前までに、日時、場所及び議事内容を明記した文書で通知します。

3 総会の議長は、出席した会員の中から選出します。但し、運営委員会の構成委員は、議長になることはできません。議長は、総会の秩序を保持し、議事を整理します。

4 緊急議案については、出席者の5分の1以上の同意を得たときに限り、審議します。(臨時総会)

第12条 臨時総会は、必要に応じて会長が招集します。また会員の5分の1以上が連名で理由書を付  
け要求があったとき招集し、要求の議事についてのみ審議します。

(総会の成立など)

第13条 総会は、会員の3分の1以上の出席によって成立し、代理人を明記した委任状をもって出席にかえることができます。

2 議事は、出席者の過半数の賛成で決定します。

(会則等の改正など)

第14条 会則並びに規約及び規定は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成で制定及び改廃することが出来ます。

(役員委員総会)

第15条 役員委員総会は、会長が必要と認めたときに開くものとします。

2 招集及び運営については、第11条2項、同第4項及び第13条にならいます。

(役員会)

第16条 役員会は、役員（会計監査委員を除く）及び学校代表をもって構成し、各委員会との連絡をはかるとともに、本会全般の事業活動を掌握し、本会事業の推進をはかります。

(運営委員会)

第17条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、本会最高の執行機関であり、役員（会計監査委員を除く）、学校代表、各学年委員長、専門正副委員長及び地区正副委員長をもって構成し、次の任務を行います。

- 一 総会議案の決定及び運営
- 二 各委員会提出案件の審議及び行事調整
- 三 予算の更生及び臨時徴収金の決定
- 四 補充役員の決定
- 五 緊急事項の処理
- 六 細則及び内規の制定及び改廃
- 七 その他の必要事項

(学級委員会)

第18条 学級委員会は、各学級の会員によって互選された5名の委員及び学級担任で構成します。

2 学級委員長は、学級委員又は学級会員の互選により選出します。

3 学級委員会は、学級委員長及び担任の合議によって招集し、その活動は第5条各号によります。

(学年委員会)

第19条 各学年委員会は、各学級委員及び学級担任で構成し、その招集は学年委員長及び学年主任で行い、学校教育に関する理解を深めるとともに、各学級及び学年の運営に協力し、学級及び学年並びに他学年間の諸問題を処理します。

学年委員長は、各学級委員長の互選によって選出します。

(専門委員会の構成と選出)

第20条 専門委員会は、文化、広報、保体、美化の4委員会とする。文化、広報、保体、美化は

各学級の委員の中より各1名以上及び担当教職員をもって構成し、それぞれの互選によって正副委員長を選出します。

尚、委員長は4学年・5学年から選出します。

#### (専門委員会の活動)

第21条 専門委員会は、次の活動を行います。

- 一 文化委員会は、教育効果を高めるための行事及び教養を高めるための研修(市P・南P)に関すること。
- 二 広報委員会は、PTA だより(みなみ)の発行及び学校及び会員間の連絡など広報に関すること。
- 三 保体委員会は、会員及び児童の体育並びに福利厚生などに関すること。
- 四 美化委員会は、草取り作業並びに地域活動などに関すること。

#### (地区委員会の構成と選出)

第22条 地区委員会は、各町内の子ども会育成会より選出された委員及び担当職員によって構成し、正副委員長を互選します。

#### (地区委員会の活動)

第23条 地区委員会は、地区児童の家庭並びに社会生活の環境改善をはかるとともに校外生活(安全点検及び子ども会との連絡調整)の指導を行います。

#### (特別委員会)

第24条 特別委員会は、必要に応じて運営委員会の委嘱によって組織され、特定事項を処理します。

正副委員長は、会長が委嘱します。

任期が終われば委員会は解散します。

#### (委員の改選)

第25条 学級委員、地区委員及び選考委員は毎年4月に改選します。但し再任は妨げません。

#### (会計)

第26条 本会の運営は、会費、事業収益及び寄付金をもって充てます。

(会 費)

第27条 会員は、所定の会費を納入します。但し、会長が認めたものは、免除することができます。

2 会費の額は、毎年度はじめの総会で審議します。

(資産の運用)

第28条 本会の資産は、第2条の目的以外に使用できません。

(会 計 年 度)

第29条 本会の会計年度は、4月1日より始まり、翌年の3月31日までとします。

## 付 則

(学 校 代 表)

第1条 校長は学校を代表し、すべての会議に出席することができます。但し、議決に加わることはできません。

(表簿の備え)

第2条 本会は、次の表簿を備えます。

- 一 会則並びに規約及び規定
- 二 会員名簿
- 三 役員名簿
- 四 会計簿
- 五 資産簿（備品台帳）
- 六 記録簿（文書及び会報を含む）

(施 工 期 日)

第3条 本会則は、平成2年4月1日より施行します。

平成8年3月2日 改訂

平成9年3月1日 改訂

平成13年3月3日 改訂

平成14年3月2日 改訂

平成15年12月5日 改訂

平成18年 3月3日 改訂

平成24年 2月29日 改訂

平成26年 2月27日 改訂

平成28年 2月25日 改訂

平成31年 4月20日 改定

令和3年度 4月24日 改定

令和6年度 4月19日 改定

## 選考委員会規約

### (任 務)

第 1 条 選考委員会は役員を選考し、委員長は年度末総会に報告します。

### (構 成)

第 2 条 選考委員会は、各学級代表 1 名及び教職員代表 2 名で構成し、正副委員長は委員の互選により選出します。また、選考委員は全ての会議を傍聴することができます。

2 選考委員会は必要に応じ補佐委員数名を会員から指名することができます。

- 一 補佐委員は役員等の経験者で次年度役員の資格がなく、選考委員長が委嘱した者としてします。
- 二 補佐委員は、選考委員会の求めに応じ選考に関して意見を述べる事ができます。

### (選 出 な ど)

第 3 条 選考委員は毎年 4 月に各学級より 1 名を役員、学級委員及び地区委員以外から選出します。

2 選考委員が役員候補になった場合は速やかに選考委員を辞任しなければなりません。

### (任 期)

第 4 条 任務が終われば委員会は解散します。

### (施 行)

第 5 条 本規約は、平成 18 年 3 月 3 日に改正し、施行します。但し、第 3 条第 1 項に関しては、平成 18 年度より施行します。

## 弔慰規定

### (適 用)

第 1 条 この規定は、会員及び児童に適用します。

### (弔 慰 金)

第 2 条 会員及び児童の死亡に際しては、弔慰金を 10,000 円とします。

### (補 則)

第 3 条 この規定にない事項については、必要に応じて会長が運営委員会に諮り施行します。

## 役員及び委員出張旅費規定

(出張手続)

第 1 条 本会の役員及び委員が出張する時は、事前に出張同意書(様式1)提出し、会長の同意を得てください。

第 2 条 出張の場合は、次の手当てを支給(補助)します。支給(補助)額は細則によります。

- 一 交通費
- 二 宿泊費補助
- 三 その他

(補 則)

第 3 条 会長がこの規定によりがたいと判断した場合は、運営委員会に諮り施行します。

### 免除規定

第 1 条 PTA会長、副会長、書記、会計に就任したものは、翌年度全ての役職を免除されます。

但し、本人の意志による全ての役職への就任を妨げない。

2 PTA 会長、副会長、書記、会計を 2 期以上勤めたものは、下記の通りすべての役職を免除されます。但し、本人の意思による全ての役職への就任を妨げない。

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| 一 PTA 会長            | 永久免除  |
| 二 副会長(市 P、校内、五校、地域) | 3 年免除 |
| 三 会計                | 2 年免除 |
| 四 書記                | 1 年免除 |

3 学級委員(学年委員)、文化委員、広報委員、保体委員、美化委員、特別委員会委員、地区委員の委員長及び副委員長に就任したものは、翌年度全ての役職を免除されます。

但し、本人の意志による全ての役職への就任を妨げない。

第 2 条 以下の条件にあてはまる P T A 会員は委員選出の対象とならない。

但し、本人の意志による全ての役職への就任を妨げない。

- 一 P T A 会長、副会長、書記、会計
- 二 会計監査委員
- 三 託麻中学校執行部役員

四 出水南中学校執行部役員

五 その他、会長が認めた会員

第 3 条 子ども会役員は自治会の活動であり PTA 委員会役員への就任を妨げない。

ただし令和 6 年度は、会長、副会長、会計、書記、地区委員に就任したものは、希望者に限り役職を免除されます。